

保新ワ第 350 号
令和5年1月 16 日

福岡市個人情報保護審議会 様

福岡市長 高島 宗一郎
(保健医療局(新型コロナウイルスワクチン接種担当))

予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の点検について(諮問)

予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の点検について、個人情報保護条例第 56 条第2項第4号の規定により、次のとおり諮問します。

根 拠 規 定	特定個人情報保護評価に関する規則【第7条 第4項】
特定個人情報を取り扱う事務の名称等	事務の名称 予防接種に関する事務 対象人員 30 万人以上 ファイル取扱人数 500 人未満 重大事故の有無 無
事 務 の 内 容	①各種予防接種の案内 定期の予防接種対象者を抽出するために必要な住民基本台帳情報を入力し、予防接種の種類、実施医療機関及び期日又は期間を案内する。 ②予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種の記録を取得し、データ化したファイルを母子保健システムに登録し、管理する。 ③予防接種による健康被害救済給付 予防接種による健康被害が発生した場合の健康被害者からの認定申請(医療費医療手当、障害児養育年金及び障害年金、死亡一時金及び遺族年金・遺族一時金、葬祭料)において被接種者の接種歴及び住基情報を確認する。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
評価書の概要	別紙「評価書の概要」のとおり。
その他審議の参考となるべき事項 (参考事項、市民意見募集の結果等)	市民意見募集の結果 ・募集期間:令和4年11月22日～令和4年12月22日 ・意見の数:0 件

(別添)

- ・ 基礎項目評価書
- ・ 全項目評価書